

一般社団法人解体工事あんぜん協力会

入会及び退会規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人解体工事あんぜん協力会（以下「本会」という）の会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（入会基準及び手続）

1：本会の会員として入会しようとする会社、会社以外の団体又は個人は、別表1に掲げる事項を主たる内容とし、入会審査評議会において別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。

2：会員の入会基準は、別に定める「会員倫理規程」を遵守できることを必須条件とし、下記の「いずれかの入会要件」を満たすものとする。

- 建設業許可（解体工事業/とび土工事業/その他）を取得している個人事業主および法人
- 都道府県知事への解体工事業の登録している個人事業主および法人
- 解体工事業の営業実績が5年以上ある個人事業主および法人
- 建設業法における主任技術者の要件を満たしている個人事業主

3：入会申し込みに対して、代表理事は、入会申込者が前項に定める入会基準を満たすこと、本会の会員としてふさわしくないと認められる事由がないこと等を確認の上、入会の可否を入会審査評議会に決定を委ね、その結果を入会申込者に通知するものとする。

第3条（指定代表者）

1：会員のうち会社及び会社以外の団体である会員にあっては、本会に対してその権利を行使し、義務を負う者（1名に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、入会申込書により代表理事に届け出なければならない。

2：前項の指定代表者を変更した場合は、入会審査評議会において別に定める変更届をすみやかに代表理事に提出しなければならない。

第4条（会員名簿及び会員に関する情報の取扱い）

1：第2条に定める手続を経て入会を認められた者は、本会の管理する会員名簿に登録する。

2：第2条第1項に定める入会申込書に記載した事項に変更があった場合は、当該会員は、入会審査評議会において別に定める変更届により代表理事にすみやかに届け出なければならない。

3：本会は、会員名簿に登録された会員に関する情報の公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し慎重に取り扱わなければならない。

第5条（会費）

会費の額及び納期並びに会費の免除に関する細目は、定款より社員総会（以下「総会」という。）の決議を経て別に定める会費規程による。

第6条（退会事由及び手続）

1：会員は、いつでも退会することができる。ただし、別表2に掲げる事項を主たる内容とし、退会の30日前までに、入会審査評議会において別に定める退会届をもってこの法人に対して予告をするものとする。

2：前項の場合において、会員の除名を目的事項とする入会審査評議会の決議があった場合は、入会審査評議会において当該目的事項が否決されるまで、当該会員は任意退会することができない。

3：本条第1項の場合において、代表理事が相当と認め、会員の除名を入会審査評議会の目的事項とする場合は、入会審査評議会において当該目的事項が否決されるまで、当該会員は任意退会することができない。

4：本条第1項及び定款に定める事由により、会員が会員資格を喪失した場合は、当該会員は、会員名簿から削除されるものとし、又、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

第7条（再入会）

1：前条の規定により会員資格を喪失した者が、会員として再入会を希望する場合は、その理由を記した説明書とともに、あらかじめ第2条第1項に定める入会申込書の提出を要することとする。

2：前項の再入会の手続きは、第2条第3項の規定を準用する。ただし、資格喪失の際、未納の会費がある場合は、当該未納分を納入しない限り、再入会は認めないこととする。

3：定款の規定により除名された者は、資格喪失後3年間は、再入会は認めないこととする。

4：定款の規定により会員資格を喪失した者は、資格喪失事由が解消していない限り、再入会は認めないこととする。

第8条（届け出事項の変更）

1：会員は、入会後に届け出事項の変更を希望する場合は、入会審査評議会において別に定める会員届け出事項変更届を代表理事に提出するものとする。

2：代表理事は、会員から前項の会員届け出事項変更届が提出されたときは、直近に開催される入会審査評議会に報告するものとする。

第9条（改廃）

この規程の改廃は、入会審査評議会の決議を経て総会の承認をもって行う。

附則 この規程は、一般社団法人解体工事あんぜん協力会の設立の登記の日（平成29年6月）から施行する。

【別表1】

入会申込書に記載する事項

- (1) 入会に際しての誓約
- (2) 会社（団体）名、所在地、代表電話・FAX・メールアドレス
- (3) 代表者（氏名、役職名）
- (4) 指定代表者（氏名、所属部署、役職名、電話・FAX・メールアドレス）
- (5) 事務連絡者（氏名、所属部署、役職名、電話・FAX・メールアドレス）
- (6) 会費請求書及び資料等の送付先
- (7) 入会を希望する日
- (8) その他入会に際して必要な事項

【別表2】

退会届に記載する事項

- (1) 会社（団体）名、所在地、代表電話・FAX・メールアドレス
- (2) 代表者（氏名、役職名）
- (3) 指定代表者（氏名、所属部署、役職名、電話・FAX・メールアドレス）
- (4) 事務連絡者（氏名、所属部署、役職名、電話・FAX・メールアドレス）
- (5) 退会の日
- (6) 退会の理由
- (7) その他退会に際して必要な事項